会員の懲戒処分に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、一般社団法人日本集中治療医学会（以下「本会」という。）の定款第 15 条の規定に基づき、本会会員の懲戒処分に関する手続きを公正，迅速に行うために必要な事項を定め，本会の信用および名誉を保持することを目的とする。

２　本細則は，真にやむを得ない場合にのみ適用することとし，定款ならびに細則を濫用することは慎まなければならない。

（懲戒処分の対象）

第２条　会員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本会理事会の発議を経て社員総会の決議に諮った後、懲戒処分を行うことができる。

（１）反社会的または刑罰法令に抵触する行為、または本会の定款もしくは規則に違反したとき。

（２）本会の名誉または信用を傷つけ，または本会の目的に反する行為があったとき。

（３）利益相反管理指針に違反したとき，あるいは日本集中治療医学会雑誌や Journal of Intensive Care が定める投稿規定に対する重大な違反があったとき。

（４）その他懲戒処分を行うべき正当な理由があるとき。

（懲戒処分の効果）

第３条　懲戒処分の効果は以下の通りとする。

（１）除名：除名処分を受けた会員は，その処分を受けた時点で会員の身分を喪失する。

（２）戒告：

１）会員資格停止：相当な期間を定めて会員資格を停止し，その期間での学会活動の停止ならびに第２条３号における学会誌への投稿資格の喪失も含まれる。相当期間とは６ヶ月以上３年未満とする。ただし、刑罰法令に抵触する行為のときは、その量刑に応じて３年を超えることができる。

２）厳重注意：厳重注意処分を受けた会員は，事後の会員活動において，注意の内容を十分に留意して活動するものとする。なお，厳重注意には口頭，文書，始末書提出による将来を戒めることが含まれる。

（懲戒処分の決定権者）

第４条　理事長は，第２条に規定する行為をなした疑いのある会員の存在が判明した時，理事会に諮り，理事会に対し直ちに当該行為にかかる調査を指示し，その事実の有無，内容，程度，状況などを調査させなければならない。

２　理事長は事案の性質上，別に調査委員会を設置し調査などをなすことが妥当と判断した時は，理事会に請求し，第５条に則り調査委員会を設置する。

３　前条に該当する会員に対し懲戒処分（以下「処分」）を通知する前に，処分対象会員から退会届が提出

された場合であっても，理事会の判断により，届出の受理を保留し，本規程に定める手続きを行うことができる。その場合、理事会は処分対象会員に退会届を留保していることを速やかに連絡する。

4　理事会は理事会での調査または別に設置された調査委員会の報告書に基づき処分に関する発議を行う。ただし，当該処分対象会員に対し，本人が希望した場合には社員総会での決議前に弁明の機会を与えなければならない。

5　処分決定には、理事会での発議を経た後、社員総会において総評議員の３分の２以上の決議を必要とする。ただし、戒告については、懲戒の内容に応じて社員総会での決議を省略し理事会において処分を決定することができる。

（調査委員会）

第５条　前条第２項の調査委員会を設置した場合、調査委員会は短期委員会とし、任務終了後には解散する。

2　調査委員会を設置する場合には、その委員は、理事・評議員各２名以上および必要に応じ若干名の外部有識者から構成されるものとし、理事長が任命する。委員長は委員の互選で決定する。

3　処分対象会員または処分事案につき利害関係のある者、審査の公正を害するおそれのあるものは調査委員とすることはできない。

4　調査委員会の議事および審査は公開しない。

（勧告）

第６条　理事会は、第２条に掲げる処分対象会員に対し、処分の決定が下るまでの間、活動の自粛を勧告することができる。

2　第１項に定める理事会の勧告を受け入れた者の処分期間には、勧告を受け入れた日から処分決定までの期間を算入することができる。

（規程の改定）

第７条　この細則は、理事会の議により改定することができる。

（附則）

この細則は、2021 年２月 11 日から施行する。